国別障害関連情報
ウクライナ

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ウクライナ
目次

1．基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2．障害関連政策 5
2－1. 障害関連行政制度 5
2－2. 障害関連法令・政策文書 7
2－3. 障害関連施策 11
3．国際条約及び国際協力等の実績 20
3－1. CRPD 批准による対応状況 20
3－2. マラケシュ条約実施状況 20
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 20
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 21
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 23
4．障害関連団体の活動概況 26
4－1. 障害当事者団体の活動概要 26
4－2. 障害者支援団体の活動概要 27
5．障害者が直面する障壁・ニーズ 28
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 28
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 29
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 30
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 30
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 31
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 31
6．参考資料 33

表目次

表 1　障害児者数（千人）.....3
表 2　障害児者数（地域別）.....4
表 3 ウクライナにおける障害関連担当機関.....5

略語表

CBM	Christoffel-Blindenmission Christian Blind Mission e.V.	国際キリスト教盲人ミッション
CEACR	Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations	条約勧告適用専門家委員会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
EAST SOS	EAST SOS	東部支援・人権 NGO
EDF	European Disability Forum	欧州障害フォーラム
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HEAL	Health Enhancement And Lifesaving for Ukraine	HEAL ウクライナ・プロジェクト
HI	Humanity & Inclusion	ヒューマニティ＆インクルージョン
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ILO	International Labour Organisation	国際労働機関
INSPIRE	Investing in Social Protection for Inclusion, Resilience and Effective Services	インスパイア・プロジェクト
IRC	Inclusive Resource Center	インクルーシブ・リソース・センター
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LOIPR	List of Issues Prior to Reporting	報告前質問事項
NAPD	National Assembly of People with Disabilities of Ukraine	ウクライナ障害者国民会議
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNPRPD	United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利パートナーシップ
UTOG	Ukraine Society of the Deaf	ウクライナろう協会
UTOS	Ukrainian Society of the Blind	ウクライナ盲人協会
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	5,389.5 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	8.2 %	2021 年
教育（対 GDP 比）	5.1 %	2021 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	17.4 %	2022 年

人口

総人口	37,860,221 人	2024 年
男性人口比率	46.5 %	
女性人口比率	53.5 %	
都市人口比率	69.5 %	
農村人口比率	30.5 %	
平均余命（全体）	73.4 歳	2023 年
男性	66.9 歳	
女性	80.2 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	6.9 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	7.8 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	4 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	99.4 %	2001 年
男性	99.7 %	
女性	99.1 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5）に基づく。
[4] ウクライナの教育制度は、初等教育（4 年間）、前期中等教育（5 年間）、後期中等教育（2 年間）、大学（4～6 年間）。6 歳から就学する。「教育に関する法律」(https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=101022)及び、ウクライナ政府が国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）に提出し同機関のウェブサイト上で公開されている教育差別撤廃条約履行報告書 (https://www.unesco.org/education/edurights/media/resources/file/UKRAINE.pdf)に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	91.1 %	2021 年
男子	90.7 %	
女子	91.5 %	
中等教育（総就学率）		
全体	84.6 %	2021 年
男子	84.2 %	
女子	85.0 %	
高等教育（総就学率）		
全体	76.0 %	2021 年
男子	71.4 %	
女子	80.6 %	

雇用

失業率（全体）	9.8 %	2021 年
男性	9.5 %	
女性	10.1 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

障害者権利委員会に対するウクライナ政府の初回報告（2012）（以下、「政府報告」と記す。）は、「ウクライナにおける障害者の社会的保護の基本原則を定める法律」[5]において、従前、障害者が「疾病、外傷又は先天性欠損に起因する身体機能の永続的障害を有し、それが日常生活活動の制限及び社会的援助・保護の必要性をもたらす者」と定義されていたと報告している。その後、2011 年 12 月 22 日付第 4213 号法[6]により同法第 2 条が改正され、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という）に沿って、障害者とは、「身体機能の永続的な障害を有し、それが外部環境との相互作用の中で日常生活活動の制限をもたらし、その結果として国家が、他の者と平等に権利を行使できるようにするために必要な条件を整備するとともに、社会的保護を確保する義務を負う者」と定義されるようになった。

1－2－2. 障害に関する統計

政府報告（2012）によれば、人口4,559万8,000人のうち、2011年1月1日時点で障害者は約

[5] https://ips.ligazakon.net/document/view/t087500?ed=2021_07_15 (参照 2026-4-8)
[6] https://www.apteka.ua/article/203315 (参照 2026-4-8)

270万人であり、総人口のほぼ6%を占めると記載されている。 2020年の第2回・第3回統合定期報告においては、各出典は明確ではないが、2018年、2019年、2020年時点で、約263万人、約265万人、約270万人であるとして、おおよそ横ばいである。障害者権利委員会は総括所見（2024）において、障害者の人権とその行使を妨げる障壁を把握するための属性別データを収集する包括的システムや、国全体で統一された指標が欠如していることを指摘している。その上で、機能状況を問うワシントン・グループ短縮質問紙セットの導入の遅れに懸念を示し、当該質問票を活用し、年齢、性別、ジェンダー、民族、都市・農村別、移民、難民又は庇護希望者の地位などで分割されたデータを収集するよう勧告している。

これに加え、最新の政府報告後の状況について、世界銀行（2024）[7]は、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻開始後18か月の間に、障害者の数は人口の7.4%（30万人増）へと増加したと報告している。 さらに、同報告は、実際の人数は国際的な障害有病率である16%に近いと考えられると指摘している。Global Disability Fund/UNPRPD[8]（2025）[9]も、多部門ニーズ評価（Multi-Sector Needs Assessment）に基づく推計として、障害者の割合が人口の最大16%（約500万人）に達する可能性が示されていることを報告しており、特に精神障害者などについて推計値と登録者数との間の乖離があることを示している。

表 1 障害児者数（千人）

区分[10]	2018 年	2019 年	2020 年
合計	2,635.6	2,659.7	2,703.0
第Ⅰ群	235.4	226.3	222.3
第Ⅱ群	899.3	896.1	900.8
第Ⅲ群	1,341.9	1,375.7	1,416.0
障害児	159.0	161.6	163.9

出所：第 2・3 回統合定期報告（2020）付属資料を基に調査チームが作成

[7] https://documents1.worldbank.org/curated/en/099032824073057091/pdf/P181236-d6feb077-28cd-456c-a506-92390987152a.pdf (参照 2026-4-8)

[8] UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities

[9] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/03/Country-brief-Ukraine.pdf(参照 2026-4-8)

[10] 日常生活機能が最も重く制限され常時の監督・介護を要する者がⅠ群、顕著な制限がある者（※2 つ以上の疾病等の組み合わせにより合算して顕著な日常生活機能及び労働能力の制限を生じている場合を含む）がⅡ群、中等度の制限がある者（支援や補装具を用いることで一定の就労や自立生活が可能な者）第Ⅲ群に区分される。https://unn.ua/en/news/disability-registration-in-ukraine-has-the-new-system-improved (参照 2026-4-8)

表 2 障害児者数(地域別)

国・地域名	合計	I 群	II 群	III 群	障害児
全国合計	2,703,006	222,324	900,774	1,416,022	163,886
Autonomous Republic of Crimea	-	-	-	-	-
Vinnytsia region	124,234	11,045	32,826	73,413	6,950
Volyn region	83,352	8,831	27,126	41,768	5,627
Dnipropetrovsk region	174,453	13,613	47,573	100,084	13,183
Donetsk region	160,749	12,415	45,035	96,215	7,084
Zhytomyr region	111,770	10,843	42,731	52,105	6,091
Zakarpatska region	76,354	5,994	20,323	42,958	7,079
Zaporisha region	108,545	9,421	33,141	58,941	7,042
Ivano-Frankivsk region	106,181	8,777	32,464	58,749	6,191
Kyiv region	127,166	10,222	53,986	54,476	8,482
Kirovograd region	58,748	4,534	16,270	34,075	3,869
Luhansk region	49,475	4,123	16,685	26,434	2,233
Lviv region	211,067	17,120	51,095	131,510	11,342
Mykolaiv region	66,945	5,860	17,664	38,351	5,070
Odesa region	158,213	13,081	73,950	62,554	8,628
Poltava region	98,987	7,523	37,871	48,161	5,432
Rivne region	73,695	5,751	19,235	42,044	6,665
Sumy region	60,932	5,950	18,276	32,827	3,879
Ternopil region	70,321	5,854	18,790	40,832	4,845
Kharkiv region	163,696	10,863	61,037	82,442	9,354
Kherson region	51,689	4,131	13,899	29,604	4,055
Khmelnytskyi region	144,118	9,788	48,305	80,178	5,847
Cherkasy region	125,959	9,771	58,446	53,139	4,603
Chernivtsi region	56,460	4,846	14,609	32,507	4,498
Chernihiv region	79,142	8,649	25,160	40,916	4,417
Kyiv City	160,755	13,319	74,277	61,739	11,420
Sevastopol	-	-	-	-	-

出所: 第 2・3 回統合定期報告(2020 年)付属資料を基に調査チームが作成。都市名の表記及び掲載順序は、同報告書の記載どおり。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府】

障害関連担当機関

表 3 ウクライナにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	社会政策省[11](Ministry of Social Policy, Family and Unity of Ukraine)	CRPD 実施及び障害分野の社会保障政策を所管する中核省庁。障害年金・手当、脱施設化や就労支援等を含む社会サービス・支援付きサービスの政策立案と調整を担う。障害児者向けの各種社会サービス（パーソナルアシスタント、日中活動・就労・職場での社会的支援など）、並びに補装具・補助具を含むリハビリテーション支援の制度運用を通じ、障害者の権利保障と社会参加を推進する役割を担う。加えて、障害者権利委員会に提出する報告書作成も行う[12]。
2	保健省[13] (Ministry of Health)	「2030 年までのウクライナにおけるバリアフリー環境創出のための国家戦略」の重点分野の一つであるプロジェクト「リハビリテーション支援システムの構築」を担う。リハビリテーション専門職の教育プログラムや臨床多職種リハビリテーション「センター・オブ・エクセレンス」の整備、リハビリテーション標準の策定などを通じて、質の保証と医療格差を是正、地域におけるリハビリ提供体制の構築を推進する。
3	教育科学省[14] (Ministry of Education and Science)	「2029年までのインクルーシブ教育発展国家戦略」及び同戦略の「2024-2026年行動計画」の実施を通じて、インクルーシブ・リソース・センター（Inclusive Resource Center）[15]が提供するサービスの質の向上、教育機関におけるインクルーシブな教育環境の整備、それら機関への必要なリソース供給、教員のコンピテンシー向上、インクルーシブ教育のモニタリングシステムの改善などの具体施策を所管し、その実施と関係主体間の調整を主導する役割を担う。

[11] https://www.msp.gov.ua/en/otrymuvacham-soc-pidtrymky/osobam-ta-dityam-z-invalidnistyu(参照 2026-4-8)
[12] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/03/Country-brief-Ukraine.pdf(参照 2026-4-8)
[13] https://documents1.worldbank.org/curated/en/099032824073057091/pdf/P181236-d6feb077-28cd-456c-a506-92390987152a.pdf(参照 2026-4-8)
[14] https://mon.gov.ua/en(参照 2026-4-8)
[15] 特別な教育的ニーズのある 2 歳から 18 歳までの子どもに対して発達の心理・教育的アセスメントを行い、専門家によるサポートを提供する公的機関。以下、「IRC」という。

4	退役軍人省 (Ministry for Veterans Affairs)	戦争によって障害を負った退役軍人とその家族を対象とする国家政策を担当する[16]。「戦争に関連する障害者」の公的ステータスを認定する手続きと、そのための省庁間委員会の運営を所管する。18歳未満の子どもについても、戦争関連障害の認定手続きを行っており[17]、戦争退役軍人や戦争関連の障害者の子どもを対象に、授業料の全額補償などの教育費支援プロジェクトも実施している[18]。
5	地域・領土開発省[19] (Ministry for Communities and Territories Development of Ukraine)	「バリアフリー環境創出のための国家戦略」の主管機関として、「Movement without Barriers」などの旗艦プロジェクトを通し、物理的環境におけるアクセシビリティを標準要件とする役割を担う。具体的には、(1) バリアフリー環境創出を政府の優先課題と位置づけ、国家戦略の実施を統括すること、(2) パイロット地域でバリアフリー経路を整備し、歩道・公共建物・交通結節点など都市空間全体を設計し直すこと、(3) その成果をもとに建築・都市計画の国家基準を更新し、アクセシビリティを設計段階からの標準要件とすること、の3点が、中核的な役割として示される。

国内調整委員会設置状況[20]

Global Disability Fund/UNPRPD（2025）によれば、ウクライナは障害者の権利に関して複雑な制度的枠組を有しており、各主体の役割や責任が不明確で重複している場合が多い。全体的な責任はヴェルホーヴナ・ラーダ（ウクライナ議会）が担い、障害に関連する立法を所管している。議会は、以下の個別分野に対応する複数の委員会を設置している。

- 社会政策及び退役軍人の権利保護委員会：雇用やリハビリテーションを含む障害者の権利に関する法律を扱う。
- 国民の健康、医療、健康保険委員会：障害認定や医療へのアクセス（メンタルヘルスを含む）に関する法案を策定する。
- 教育・科学・イノベーション委員会：障害児の教育を受ける権利に焦点を当て、インクルーシブ教育や障害児の脱施設化を重視する。

[16] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/03/Country-brief-Ukraine.pdf(参照 2026-4-8)
[17] https://www.kmu.gov.ua/en/news/nezalezhno-vid-mistsia-perebuvannia-uriad-vdoskonalyv-protseduru-otrymannia-statusu-osoby-z-invalidnistiu-vnaslidok-viiny-dlia-tsyvilnykh(参照 2026-4-8)
[18] https://mva.gov.ua/prescenter/category/86-novini/derzhava-kompensuvatime-povnu-vartist-navchannya-dityam-osib-yaki-otrimali-invalidnist-vnaslidok-uchasti-u-revolutsii-gidnosti(参照 2026-4-8)
[19] https://mindev.gov.ua/en/proiekty/bezbarierni-marshruty(参照 2026-4-8)
[20] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/03/Country-brief-Ukraine.pdf(参照 2026-4-8)

- 障害者権利政府コミッショナー：政府内で障害者の権利に関する政策を推進する国家レベルの役職であり、各省庁及び州政府間の調整を担う。2022～2023 年には紛争影響地域における障害者への緊急対応を支援し、州レベルのコミッショナーの監督も行っていたが、当該報告書時点でポストが空席であり、多くの州でも担当者が不在となっている。
- 障害者評議会：副首相の下で運営される閣僚会議の諮問機関であり、少なくとも 15 州に拠点を持つ大規模な障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）が参加する。政策策定、調整、CRPD 実施及び国家戦略の監督を担い、省庁間協力（社会保護、雇用、アクセシビリティ、医療）を促進するが、2021 年以降はバリアフリー評議会の設置に伴い活動が停止している。
- バリアフリー評議会：閣僚内閣の下に設置された臨時の諮問機関であり、首相府が主導する。16 省庁、24 州、国連機関、OPD の代表が参加する。当該報告書時点で、最も活発な調整メカニズムであるが、主にアクセシビリティに焦点を当てており、執行権限は有していない。2030 年までの「バリアフリー環境創出のための国家戦略」を監督し、公共空間、交通、情報、デジタルサービス、雇用、地域サービスのアクセシビリティ向上を目的として、省庁及び地方政府間の調整、改革のモニタリング、政策提言を行う。
- ウクライナ議会人権コミッショナー（オンブズマン）：国家人権機関として、人権侵害（施設内の事例や、障害に関連するアクセシビリティ及び差別問題を含む）を監督する。

同報告書（2025）は、ウクライナには障害者権利条約第 33 条が求める「条約実施を監視する独立したメカニズム」が存在しないと指摘している。複数の主体が関与はしているものの、社会政策省もデータ収集及び CRPD 委員会への政府報告書の提出にとどまり、それ以上の広範な履行状況の監視機能は有していない。このため、モニタリング、執行、OPD の参加の各側面において、依然としてギャップが存在するとされている。

【地方政府】

第 2 回・第 3 回統合定期報告（2020 年）の付属資料によれば、州及び地方の国家行政機関並びに地方自治体（市議会）にはアクセシビリティ委員会が設置されているが、その具体的な活動内容については明らかではない。

2－2. 障害関連法令・政策文書

法律名	ウクライナにおける障害者の社会的保護の基本原則を定める法律[21]（Law of Ukraine No. 875-XII “On the Fundamentals of Social Protection of Persons with Disability in Ukraine”）

[21] https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/1991/122846?lang=uk(参照 2026-4-8)

施行年	1991 年
概要	障害児・者の社会的保護に関する基本法。障害者の権利の平等と障害に基づく差別禁止を明示し、雇用、教育、医療、リハビリテーション、社会保障、物理的・情報的アクセシビリティ等の分野における国家・自治体・企業の義務を定める。また、社会参加促進を目的とする法定雇用率や OPD への制度的・財政的支援を規定する。

法律名	ウクライナにおける障害者のリハビリテーションに関する法律[22] (Law of Ukraine No. 2961-IV “On Rehabilitation of Persons with Disability in Ukraine”)
施行年	2005 年
概要	障害による健康状態の恒常的な悪化に起因する日常生活機能の制限を除去・補償するための法的・社会経済的・組織的条件の基本原則を定める。障害者という用語を定義し、医療、心理、教育、職業、労働、スポーツ、社会的支援などから成る包括的なリハビリテーションの概念を提示している。また、職業リハビリテーション、労働リハビリテーション、スポーツリハビリテーション、社会的再統合、心理的回復など、各種リハビリテーションの内容を示すとともに、その実施のための場や職場適応の枠組を定めている。

法律名	ウクライナにおける差別の防止及び対策の原則に関する法律[23]（Law of Ukraine No. 5207-VI “On Principles of Prevention and Combating Discrimination in Ukraine”）
施行年	2012 年
概要	「差別」の定義が導入され、ウクライナの法制度全体において非差別原則が確立されるとともに、障害を理由とする差別を含むあらゆる差別が禁止された。差別を受けたと考える者は、国家機関、クリミア自治共和国の当局、地方自治体及びその職員、ウクライナ最高会議人権委員又は裁判所に対して苦情を申し立てる権利を有し、差別の結果として生じた財産的・非財産的損害について補償を受ける権利を有する。

[22] https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=10162(参照 2026-4-8)
[23] https://protocol.ua/ua/pro_zasadi_zapobigannya_ta_protidii_diskriminatsii_v_ukraini/(参照 2026-4-8)

法律名	国語としてのウクライナ語の機能確保に関する法律[24]（Law of Ukraine “On Ensuring the Functioning of Ukrainian as the State Language”）
施行年	2019 年
概要	第 4 条「ウクライナ手話の地位及び手話使用者の言語権」では、ウクライナ手話を手話使用者コミュニティの言語と位置づけ、その言語が独自の語彙と文法構造を有する自然な視覚・手話言語体系であることを明示している。また、ウクライナにおいて誰もが社会生活においてウクライナ手話を自由に使用し、学び、維持し、同手話による教育を受ける権利を保障することを定めている。さらに、本法のいかなる規定も、ウクライナ手話の使用領域を狭める方向に解釈してはならないとしている。

法律名	教育に関する法律[25] (Law of Ukraine No. 2145-VIII “On Education”)
施行年	2017 年
概要	インクルーシブ教育及びインクルーシブな教育環境の整備が明示されており、障害を含むいかなる属性による差別もなく、特別な教育的ニーズを有する児童が他の児童とともに学ぶことができるよう、そのための条件を確保することが原則として掲げられている。また、特別な教育的ニーズを有する子どもについては、必要な心理・教育的支援を明記した「個別発達プログラム」を専門家と保護者が共同で作成し、その内容に基づいて発達支援サービスを提供することが定められている。

法律名	社会サービスに関する法律[26] (Law of Ukraine No. 2671-VIII “On Social Services”)
施行年	2019 年
概要	第 5 条に基づき、障害者には次の二つの形で社会サービスが提供される。(a) 物質的支援（現金、食料、衛生用品及び身の回りの衛生用品、育児用品、衣類、履物、その他の生活必需品、燃料、技術的補装具を含むリハビリテーション機器）、(b) 社会サービス（在宅でのサービス提供のほか、入所・居住・リハビリテーション・デイケア・短期及び長期ケア施設、地域社会サービスセンターその他の社会支援（介護）施設におけるサービス提供）。

[24] https://kodeksy.com.ua/pro_zabezpechennya_funktsionuvannya_ukrayins_koyi_movi_yak_derzhavnoyi.htm(参照 2026-4-8)
[25] https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=101022(参照 2026-4-9)
[26] https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=115476(参照 2026-4-9)

法律名	雇用に関する法律[27] (Law of Ukraine No. 5067-VI “On Employment of Population”)
施行年	2012 年
概要	障害者を「追加的雇用保障」の対象として位置づけ、失業登録されている障害者を雇用する場合の賃金や社会保険料の補填などの支援措置を定めている。また、登録失業者（障害者を含む）を新設ポストに 2 年以上雇用する雇用主に対しては、単一社会保険料相当額の補填や賃金の一部補填など、各種の補償スキームが設けられていることが示されている。

障害者政策

政策名	障害者の権利に関する条約実施のための国家行動計画[28] (National Action Plan for the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities until 2025)
施行年	2021 年～2025 年
概要	CRPD の実施を体系的に進めるために、2025 年までの期間に中央・地方政府、自治体、公共団体が取るべき具体的な行動を整理したものである。平等、女性と子どもの権利、啓発、アクセシビリティ、生命と安全、緊急時対応、法的能力と司法アクセス、虐待防止、地域生活、教育、保健医療・リハビリテーション、就労、社会保障、政治参加、文化・スポーツ、統計・データ、国際協力とモニタリングなど、CRPD の章立てに沿って、法改正、基準策定、施設整備、研修、サービス拡充、データ収集の内容が、各省庁及び地方自治体の責任主体と実施期限とともに定められている。

政策名	ウクライナにおけるバリアフリー環境創出のための国家戦略(National Strategy for Creating a Barrier-Free Environment in Ukraine until 2030)[29]
施行年	2021 年～2030 年
概要	ウクライナ社会のあらゆる分野でバリアフリーを横断的な国家原則と位置づけ、物理的環境、情報・デジタル、社会・市民生活、教育、経済などの分野における障壁を体系的に除去することを目的とする包括的な枠組である。建物や交通インフラから公共情報・メディア、インターネットや電子行政サービス、社会・教育・医療・司法・福祉・スポーツ等の各種サービス、さらに雇用・起業の機会に至るまで、アクセシビリティとインクルージョンの確保を義務づける戦略目標・課題・成果指標が設定されている。2 年ごとの行動

[27] https://protocol.ua/ua/pro_zaynyatist_naselennya/(参照 2026-4-9)
[28] https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-zatverdzhennya-nacionalnogo-pla-a285r(参照 2026-4-9)
[29] https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/366-2021-%D1%80#Text(参照 2026-4-9)

	計画の採択、中央・地方政府と市民社会・国際機関が関与するモニタリング、指標に基づく年次報告を通じて、戦後復興・再建を含むすべての政策と予算にバリアフリー原則を組み込む仕組が構築されている。

政策名	インクルーシブ教育発展国家戦略[30](National Strategy of the Inclusive Education Development until 2029)
施行年	2024 年～2029 年
概要	特別な教育的ニーズのある子どもに対応した学校づくりを目的として、ウクライナ政府は同国家戦略を策定し、2024～2026 年の行動計画も承認した。同戦略は、インクルーシブな教育環境の整備、教員研修、児童・生徒への支援を柱とし、モニタリング体制の改善、IRC の機能強化、資源提供と教員の能力向上を進めるものである。さらに、個別化教育の推進や多様性理解の促進、差別の削減に加え、地方自治体の取組の支援や、教育段階間の円滑な移行の確保も重視されている。

2－3. 障害関連施策

① 保健医療

2020 年の第 2 回・第 3 回統合定期報告によれば、ウクライナでは 2020 年 4 月 1 日以降、医療機関への財政措置は医療保障プログラムを通じて実施されている。同プログラムの下で、政府は救急医療、プライマリ・ケア、二次・三次医療、緩和ケア、医療リハビリテーション、16 歳未満の子どもの医療、妊娠・出産に関連する医療及び医薬品について、国家予算からの全額負担を保障している。医療機関の物理的アクセシビリティについては、2021 年 1 月 1 日以降、医療実践に係る経済活動のライセンスを取得し、公衆への医療サービス提供契約を締結しようとする医療機関や個人事業者に対し、障害者向けの自由なアクセス及び医療機関の面積や立地に関する規格の遵守が義務付けられている。

精神保健分野では、2017 年に「2030 年までのウクライナにおけるメンタルヘルスケア発展のコンセプト」が承認され、精神・知的障害者の支援付き居住や就労支援の段階的な国家保障、教育アクセスの確保などが掲げられた。また、精神科医療機関における強制医療措置の適用ルールが改正され、心理社会的リハビリテーションのための個別プラン策定が求められている。2015～2019 年の国家行動計画関連予算からは、障害者や障害児へのリハビリテーション・支援機器の提供に 69 億ウクライナ・フリヴニャ（Ukrainian hryvnia。以下、「UAH」と記す。約 252 億円[31]）が充てられ、約 308.4 万件のリハビリ・支援機器が提供されたほか、対テロ作戦従事者への高度義肢・装具提供の仕組や、補助技術・リハビリ機器の自己購入費用に対する金銭補償

[30] https://fact-news.com.ua/en/the-government-adopted-the-national-strategy-for-the-development-of-inclusive-education-until-2029/(参照 2026-4-9)

[31] 1UAH=3.6589 円（JICA 統制レート、2026 年 4 月）。以下、同レートを使用する。

も導入された。さらに、2016 年 12 月から 4 地域で早期介入メカニズムのパイロットが開始され、2020 年初頭時点で地方予算、NGO、国際支援により 7 地域 28 機関・14 の多職種チームが早期介入サービスを提供している。また、労働分類の見直しにより、義肢装具技師、物理・リハビリテーション医、作業療法士、理学療法士などの新職種が追加され、大学院レベルで「理学療法・作業療法」専攻が導入された。なお、これらはいずれもロシアによる全面侵攻前の制度及びサービス体制の状況を示すものである。

世界銀行（2024）[32]によれば、戦時体制の下では、障害認定の取得・更新手続が簡素化され、居住地や所在にかかわらず遠隔での障害認定が可能となり、2022 年 2 月 24 日時点で認定を受けていた障害者の個別リハビリテーションプログラム及び障害・介護給付も自動延長された。政府は国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health。以下、「ICF」という。）の導入を加速し、2022 年 4 月にこれを国家分類として承認するとともに、医療社会専門委員会改革の行動計画[33]を採択し、個々のニーズに基づくサービスパッケージの整備や、デジタルツールを含む透明でアクセス可能なサービス提供メカニズムの構築を進めている。一方で、現行の委員会は依然として障害を機能障害中心に評価しており、ニーズや環境要因に基づく評価への転換が課題である[34]。

保健省は、261 の入院施設と 410 の外来施設でリハビリテーションサービスを提供している。併せて、障害認定を要しない補装具提供を可能にする法整備、6 か所のリハビリ専門センターの設置、研修基準の承認や ICF 研修などを進めているが、同報告によればサービスの多くは依然として医療機関中心であり、今後は地域に根差したリハビリテーションの拡充が必要とされている。また、国民保健サービスによる入院・外来リハビリパッケージの導入や、個別リハビリテーション計画の eHealth[35]への統合（デジタル化）が進む一方で、サービス提供メカニズムの透明化と利便性向上は継続課題と位置付けられている。

Global Disability Fund/UNPRPD（2025）[36]も、最近の政府の取組を報告している。医療改革がインクルーシブな制度構築を目指す中で、政府は医療回復計画を通じ、リハビリテーションサービス、メンタルヘルス支援、支援機器へのアクセス拡大を進めている。ファーストレディのメンタルヘルスプログラムでは、メンタルヘルスに関する啓発、心理的応急手当の研修、病院及びコミュニティにおけるメンタルヘルスサービスの拡充が行われているが、心理士の不足や施設におけるアクセシビリティの不備、手話通訳やアクセシブルな情報形式の限定性などにより、利用上の困難が残っているとされる。リハビリテーション分野では、医療保障プログラムが

---

[32] https://documents1.worldbank.org/curated/en/099032824073057091/pdf/P181236-d6feb077-28cd-456c-a506-92390987152a.pdf(参照 2026-4-9)

[33] https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/483-2023-%D1%80#Text(参照 2026-4-9)

[34] https://documents1.worldbank.org/curated/en/099032824073057091/pdf/P181236-d6feb077-28cd-456c-a506-92390987152a.pdf(参照 2026-4-9)

[35]「ウクライナの電子ヘルスケアシステム」及び「ウクライナのデジタル・ヘルスシステム」を指す総称として用いられており、電子健康記録などの医療データを生成・保存・交換する統合的な仕組みである。

https://telerehab.hpu.edu/index.php/Telerehab/article/view/6599（参照 2026-4-9）

[36] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/03/Country-brief-Ukraine.pdf(参照 2026-4-9)

2023 年時点で 44 種類のリハビリサービスパッケージを資金対象に含めているものの、人材不足や資金配分の非効率性がその有効性を制約していると指摘されている。補装具・補助具については、社会政策省の予算が 2022 年の 15 億 5000 万 UAH（約 56 億 7000 万円）から 2024 年には 53 億 UAH（約 194 億円）へと拡大し、新たなサービスセンターの設置、医療機関からの一時的な補装具貸与、戦争で損傷した補装具の修理、国外で装着された義肢のメンテナンス費用の公的負担など、戦争後のニーズに対応した施策が講じられている。一方で、長い待機期間や手続きの煩雑さ、国内避難民に対してのみ求められる追加的な確認手続、機器の品質やカスタマイズ不足などが、なお残る課題として挙げられている。

② 教育

2020 年の第 2 回・第 3 回統合定期報告によれば、2017 年 9 月以降、ウクライナでは知的障害児向け特別学校の準備学年及び第 1 学年への新規入学が停止され、居住地の一般学校における通常学級、または一般学校内の特別学級で教育を提供する方向へと方針転換が図られた。インクルーシブ教育を支援するため、州予算から地方予算への補助金制度も 2017 年から導入され、2017～2019 年の合計で 18 億 3,650 万 UAH（約 67 億円）が特別な教育的ニーズのある子どもの支援に充てられ、支援教育、追加的専門スタッフ、教材・機器等の購入に利用されていると報告されている。

Global Disability Fund/UNPRPD（2025）も、ウクライナでは 2017 年以降、保護者等から要請があれば学校がインクルーシブ学級（Inclusive Classes：文脈から、補助教員などが配置される通常学級を指すと考えられる）の設置を求められていると記載している。世界銀行（2025）も同様の傾向を指摘しており、インクルーシブ学級で学ぶ子どもの数は 2018～2019 学年度以降、ほぼ 3 倍に増加したと報告する。また、同報告によれば、2022～2023 学年度には学校の 54%がインクルーシブ学級を設置しており、3 万 3,861 人の特別な教育的ニーズのある児童が、2 万 2,685 人の補助教員による支援を受けながら通常学級で学んでいる。

また、政府報告（2020）によれば、2018 年には従来の医学的アプローチに基づく心理・医療・教育相談機関が、特別な教育的ニーズのある子どもを対象とする IRC に置き換えられ、都市部で 1 万 2,000 人、農村部で 7,000 人の子どもをカバーする体制が整備された。世界銀行（2025）によれば、690 か所ある同センターのうち 664 か所が稼働を続けており、特別な教育的ニーズのある子ども（国内避難民を含む）を対象に補習・発達支援サービスを提供している。また、「Ukraine Inclusion」というアプリにより、保護者は最寄りのセンターを容易に検索でき、国内避難民の子どもについては手続きが簡素化されたことで、同アプリを通じて 40 万 4,000 件超の申請が処理されたという。一方で、37 か所のセンターが損傷を受けるか破壊されており、加えて、多くのセンターがすべての子どもを支えるための人的・財政的資源を欠いていること、専門的な心理社会的支援ニーズが満たされていないとの声も報告されている。

このようにインクルーシブ教育について一定の進展がみられる一方で、世界銀行（2025）は、特別な教育的ニーズのある子どもたちは侵攻の影響をとくに大きく受けており、教育へのアク

セスが著しく寸断されていると指摘する。学校が対面授業を提供できる場合であっても、シェルターが概してバリアフリーではないこと、多くの生徒がオンライン授業に参加するための支援技術を欠いていること、専門的なケアやリハビリテーションサービスへのアクセスが限られていることなどが障壁となっていると述べる。

③ ジェンダー（障害女性等）

第 2 回・第 3 回統合定期報告（2020）によれば、「男女の平等な権利と機会の確保に関する国家プログラム（2018～2021）」[37]では、農村部の障害女性や高齢女性を含む、特に脆弱な女性・女児のニーズに配慮することが掲げられている。とりわけ、農村地域に住む障害女性や高齢者について、社会サービス、保健、教育、労働・雇用サービス、インフラ、新技術、行政サービスへのアクセス及び政治参加の機会を確保することが目標として示されている。

「法令策定過程へのジェンダー主流化の手引き（Instruction on the Integration of Gender Approaches in the law-making process）」が導入されており、分析・立案・評価の各段階で、「障害のある農村部の女性」を含む多様なグループに配慮することが求められている。この手引きは、ステークホルダーとして、男女平等やジェンダーに関する市民団体に加え、障害女性を代表する団体との協議を行うことも規定している。

ジェンダーに基づく差別防止の観点からは、社会政策省に「性別に基づく差別の予防と対策に関する専門評議会」が設置されており、ジェンダー差別的な広告に対する審査・勧告を行っている。2019 年には、この評議会により差別的と判断された広告の撤回や訴訟提起が行われ、「複合差別にさらされる女性」（障害を含む複数の属性による差別を受ける女性）への偏見是正を目的とする啓発動画が制作・放映されたと報告されている。

社会保護の分野では、「困難な生活状況にある家族・個人への社会的支援の国家標準」が策定され、障害と貧困・ひとり親といった複数の困難を抱える家族や、障害のある子どもを扶養するひとり親家庭への支援が位置付けられている。

国内避難民については、2019 年に 3 万 7,300 人以上が社会保護施設で支援を受けており、その内訳として障害のある女性及び女児の人数が示されている。例えば、2019 年にリハビリテーションサービスを受給した 1 万 9,694 人のうち、1,019 人が障害女性、6,333 人が障害のある女児であったと報告されている。

④ 職業訓練、雇用、就労

ウクライナ政府の初回報告（2012）によれば、企業や公的機関などの雇用主には、常勤職員の 4%（従業員が 8～25 人の職場では 1 人分）を障害者のための法定雇用枠として確保する義務が課されている。不履行の場合には「過料（administrative fine）」が課され、その収入は、障害者の雇用の創出・維持、障害者雇用のための職場整備、職業訓練及び再訓練のために充てられ

[37] https://www.kmu.gov.ua/storage/app/uploads/public/5ad/48d/511/5ad48d511a597619047245.doc(参照 2026-4-9)

るとされている。また、「国家雇用サービス（State Employment Service）」[38]は各雇用センターにおいて障害者への就職支援を行い、関連法令や、障害者の社会的保護・リハビリテーション・雇用及び訓練機会に関する資料を備えたインフォメーションコーナー、障害者が自立して利用できる特別なワークステーション、就職情報検索用の無料インターネットアクセスなどを提供している。主要な雇用センターでは、移動やコミュニケーションに困難のある人々に対応する個別の就職相談員を配置し、アクセスしやすく調整された職場環境で社会サービスを提供するとしている。

政府報告はまた、法定雇用率を満たしている雇用主、または過料を支払った雇用主は、国家雇用サービスに失業者として登録されている障害者のための特別ポストを創設するための資金、障害者用ポストのための特別資金、障害者雇用の創出に関連する最大 3 年間の特別ローン、障害のある従業員に対する訓練の実施支援などを受けることができると述べている。
なお、障害児を持つ女性については、本人の同意なく残業や出張に従事させることが禁止されており、短時間勤務制度の設定や年間 10 日の有給追加休暇の付与など、特別な労働保護が認められていることも報告されている。

ウクライナの第 2 回・第 3 回統合定期報告（2020 年）においても、障害者の就労支援が進められていることが示されている。例えば、キャリアアドバイザー制度が導入され、失業者や求職者のプロファイリングを通じて就業可能性を評価し、個別サービス計画を作成することが想定されているとされる。また、2019 年以降、障害者を雇用する個人事業主の社会保険料が軽減され、雇用主には最大 1 年間の保険料補助が提供されている（雇用継続が条件）。新規雇用を創出する中小企業にも同様の補助が設けられている。さらに、起業を希望する失業者には一時金が支給され、2016 年から 2019 年にかけて 704 人の障害者が起業した。障害者の職業訓練については、2019 年に 4,300 人が参加し、そのうち 3,800 人が就職している。また、雇用サービスの国家基準が整備され、知的障害及び精神障害のある人々への配慮も盛り込まれている。

2015 年から 2019 年にかけては、障害者雇用率を満たしていない企業からの過料を活用して 248 の雇用機会が創出され、1,904 人の就労が支援された。また、2016 年から 2019 年にかけて 173,000 人の障害者が職業指導サービスを受けている。なお、2020 年 7 月時点で、障害者の就業者数は 776,000 人（18～60 歳の 73.9%）であり、そのうち 48.5%が女性である。さらに、2016 年から 2019 年にかけて 52,800 人の障害者が就職し、公共事業や職業訓練にも多数参加している。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

ウクライナ政府の初回報告（2012）によれば、憲法第 46 条に基づき、完全・部分的・一時的な労働能力喪失者には社会保障を受ける権利が保障されている。その手段として、現金給付（年

[38] 全国 637 の雇用センターでサービスを提供するウクライナ唯一の公的雇用サービス機関。失業者への職業相談・職業紹介・職業訓練のあっせんや、雇用主に対する求人受付・人材紹介などのサービスを無料で提供している点で、日本のハローワークに相当する機関と位置付けられる。

金、各種給付金、一時金)、医薬品・補装具・特別な出版物・補聴器などの提供、日常生活及び家事サービスの提供が挙げられる。給付の基準は最低生活水準(subsistence level)であり、これに基づいて各種給付額が算定される。

同じく政府報告によれば、社会福祉サービスについては、障害者及び障害児を養育する家族に対し、住宅改善の優先権が認められている。また、社会サービス法第 5 条に基づき、障害者は、物質的援助(現金、食料、衛生・介護用品、子ども用品、衣類・履物、その他必需品、燃料、補装具等)及び社会サービス(在宅〔ホームヘルプ〕サービス、入所・居住型施設、リハビリテーション施設、デイケア、短期・長期ケア施設、地域社会サービスセンター等で提供されるサービス)を受けることができる。

社会サービスに関して政府報告は、各地区・都市ごとに在宅介護や日中活動を提供する地域社会サービスセンターが計 735 か所設置されており、障害者を含め約 50 種類の社会サービスが提供されていると述べている。各センターでは、訪問介護(ホームヘルプ)が実施され、家事援助、買い物、通院同行、日常生活支援などが在宅で提供されている。低所得の障害者向けには、食事提供、食料配布、衣類・履物・寝具・家電・リハビリサービスなどの現物給付が行われている。自宅での生活が困難となった障害者向けには、10～50 人程度の小規模居住型ケア施設(長期・短期滞在センター)が地域レベルで設置され始めている。

2020 年の統合定期報告からは、国内避難や高齢化を背景に、2015～2020 年にかけて国内避難民・障害児者・高齢者向けの給付及び社会サービスの具体化・拡充が進んだ一方で、提供されている基本的枠組(年金、各種社会福祉サービス、地域における各種サービスの提供)は継続しており、大幅な変更はみられないことが読み取れる。

一方、世界銀行(2025)は、ロシア侵攻後の戦時下におけるウクライナの障害者保護強化策として、給付の自動延長、国内避難民向け現金給付の拡充、社会サービスへの迅速なアクセス、予算の大幅増額、補装具提供の高度化と就労支援、デジタル申請の拡大を整理している。

まず、2022 年 3 月には、障害児及び生来の障害のある成人や精神障害により第 I～II 群に分類される障害者を介護する者らを対象とする社会給付について、更新手続(再認定・再登録)を要さず自動的に延長する措置が導入された。この自動延長は、戒厳令の実施期間に加えて 1 か月間適用されるとされている。

また、2022 年 3 月 20 日には、国内避難民の生活費を補填する社会扶助プログラムが大幅に拡充され、約 260 万人が月単位の給付を受け、そのうち 16 万人超が障害のある人であることが示されている。給付額は、障害者または障害児には月 3,000 UAH(約 1 万 800 円)、非障害者には月 2,000 UAH(約 7,200 円)とされている。

2023 年には、障害者の社会保障に充てられる予算が 2022 年比で 60%増額された。戒厳令期間中には、高齢者及び障害者に対する社会サービスへのアクセス要件も緩和され、相談、シェルター、支援付き居住、在宅介護、入所介護、デイケア、心理社会的リハビリテーション、現物給付などの社会サービスについて、申請書の提出のみを要件として 1 日以内にサービス利用を開始できるよう、登録手続が簡素化されたとされる。

また、デジタル化によるアクセス改善として、電子政府プラットフォームの活用拡大も指摘されている。同プラットフォームは約 2,000 万人の利用者を有し、障害児者向け社会扶助、長期の不利な健康状態にある子ども向け社会扶助などを含む 7 種類の社会扶助制度について、オンライン申請が可能となっている。

⑥ 運輸交通、都市開発(アクセシブルなまちづくり)

第 2 回・第 3 回統合定期報告(2020 年)によれば、建築分野では、2018 年に「建築物及び構造物・インクルーシブな建築物及び構造物・基本規定」が採択され、アクセシビリティに関する主要な基準文書と位置付けられている。同基準は、既設及び新設の公共建築物・構造物の設計、建設、改築、修復、大規模修繕、技術的再装備を対象とし、移動に制約のある人々のニーズに応じた合理的配慮を含む要件を定めている。

道路交通分野では、車いす利用者への対応を目的として道路交通法の改正が行われ、道路交通の運用が調整された。あわせて、バス旅客輸送に関する入札手続も改正され、障害者及びその他の移動制約のある人々の輸送に対応したバスを導入することが要件として明確化された。さらに、車両の型式認証手続においても、これらの人々の輸送に適合した車両に関する技術要件が導入され、都市旅客輸送に用いられるバス等の車両にアクセシビリティ要件が取り入れられている。都市及び近郊のバス路線の運行事業者となる応募者には、移動制約のある人々に対応した車両を使用することに関する追加要件も課されている。

鉄道輸送分野では、ウクライナ鉄道公社(Ukrzaliznytsia)が、障害者、特に車いす利用者を想定したインフラ整備として、875 か所の休憩スペース、27 室の休憩室、103 か所のラウンジ、80 か所の切符売り場、122 か所のトイレ、35 室の衛生室、173 か所の荷物保管室、173 か所の呼び出しボタン、22 基のエレベーター、272 基のスロープ、173 か所の駐車スペース、24 台の乗降用モバイルリフト装置、駅構内用車いす 139 台、車内移動用車いす 146 台などを整備したと報告している。あわせて、障害者が利用可能な旅客列車 15 編成も整備されている。

空港については、各空港のウェブサイト上で障害者向けサービスの情報やアクセシビリティの有無が案内されているほか、ターミナル出入口付近には視覚障害者向けの音声ガイドが整備されているとされる。空港内施設には点字表示が施され、認定を受けたスタッフによる支援も提供されている。また、鉄道駅や中央郵便局などの主要施設においても、音声ビーコン、誘導用タイル、警告用コントラストライン、情報表示板、ピクトグラム、点字表示などのナビゲーション・誘導要素が整備されている。

郵便サービスでは、国営郵便事業体「Ukrposhta」が、824 の郵便局舎を対象に、障害者及びその他の移動制約のある人々に対するアクセシビリティ監査を実施し、そのうち 158 局で改修工事を行い、視覚障害者に配慮した案内標識を設置したと報告している。

医療機関については、2021 年 1 月 1 日以降、医療サービス提供契約を締結して医療活動を行うためには、2001 年の国家建築基準「建築物及び構造物・医療機関」の規定に従い、障害者に対する自由で妨げのないアクセスの確保及び所要面積・配置基準を満たすことが、ライセン

ス取得の条件とされている。

教育施設については、新設及び既設の教育機関の改修に際し、建築基準「建築物及び構造物・教育機関」及び「建築物及び構造物・就学前教育機関」に基づくアクセシビリティ要件が適用されるとされている。

国内避難民に関しては、障害者等の避難計画を一般住民の避難計画の中に独立したセクションとして位置付け、当該グループ向けの避難施設リストと、その準備状況の点検が行われている。例えば、ルハンスク州の避難計画では、障害者、とりわけ医療、教育、社会保護機関にいる人々を優先的に避難させることが定められており、149 台の専用車両と 74 台の救急車を動員することとされている。

これらの取組を支える監視・協議メカニズムとして、2016 年から 2020 年にかけて旧インフラ省が、障害者の権利担当大統領コミッショナー、運輸・郵便サービス事業者、OPD 等とともに会合を重ね、公共交通機関、道路インフラ、郵便施設等のアクセシビリティに関する課題を協議したことも報告されている。2017 年には、障害者向けの交通、道路インフラ及び郵便施設のアクセシビリティに関する恒久的作業部会が設置され、OPD の代表も参加している。さらに、鉄道駅においては、昇降用プラットフォーム等のアクセシビリティ要素が国家建築基準等に適合しているかどうかについて、監視・点検が実施されている。

⑦ 情報アクセシビリティ

ウクライナ政府の初回政府報告（2012）によれば、「ウクライナにおける障害者の社会的保護の基本原則を定める法律」は、国家が、障害者の権利行使及びニーズの充足を妨げる障壁を特定し、これを除去する義務を負うことを規定しており、その対象には情報及びコミュニケーションへのアクセスが含まれる。また、同法は手話を、聴覚障害者のコミュニケーション及び教育の手段として公式に認め、国家による保護の対象と位置づけている。国家は、手話の普及、聴覚障害者の言語的アイデンティティの促進、手話の保護・研究・発展、並びに手話を養育、訓練、教育、コミュニケーション、創造的活動の手段として用いることを保障することとされている。さらに、聴覚障害者が社会保障機関、緊急サービス、医療機関、教育機関などとコミュニケーションするための手段を提供することが国の義務として明記されており、その中には手話通訳の提供も含まれる。同政府報告（2012）には、訓練を受けた手話通訳者が 556 名存在し、OPD やドラホマノフ国立教育大学において、毎年平均 80 名の手話通訳者が養成されていると記載されている。

コミュニケーション支援の面では、無料の法的支援制度において、ウクライナろう協会の協力により、手話通訳を含む支援の仕組が整備された。行政サービスセンターでは、「Connect PRO」モバイルアプリを通じてビデオ手話通訳サービスが提供され、窓口での利用が可能となっている。また、聴覚障害者が関係する裁判手続において手話通訳者の参加が義務づけられており、Skype を用いた遠隔手話通訳の試行も実施された。また、新任警察官向け研修プログラムには、聴覚障害者を含む様々な障害者とのコミュニケーション方法が組み込まれている。

ウクライナ盲人協会の図書館には、点字の書籍・雑誌が 160 万ページ分出版されたほか、書籍・雑誌が合計 6957 時間分音声化されたと報告されている。裁判所では、点字標識を設置した建物が、2019 年の 17 件から 43 件へと増加した。あわせて、拡大文字による案内板やスケジュール掲示も導入された。さらに、無料法的支援制度の情報提供を目的として、点字パンフレットが 3 万部印刷されたことも記載されている。

なお、視覚障害者等の出版物へのアクセス改善を目的とするマラケシュ条約については、政府報告(2012)において加盟に向けた準備状況が記載されていたが、その後 2023 年 6 月に加入し、同年 9 月 8 日に発効している[39]。

⑧ 防災

第 2 回・第 3 回統合定期報告(2020)によれば、障害者や移動に制約がある人が居住する、緊急事態が発生した、または被害のおそれがある地域において、当該者を把握し支援するための手続を定めた手順が承認されている。この手順に基づき、シェルター等の防護施設や避難施設の所在地情報が、行政のウェブサイト上でインタラクティブ・マップとして公開されており、その中には障害者が利用できるよう整備された施設に関する情報も含まれている。なお、障害者の避難措置は、住民避難計画の中で独立したセクションとして明記されており、これらの計画の策定は地方行政や自治体に委ねられている。また、社会保護に関連する公的機関・施設では、緊急時に障害者を支援するための職員向け実務訓練が定期的に実施されている。

ルハンスク州の避難計画では、障害者(拘禁施設・医療施設・教育機関・社会保護施設に収容されている人を含む)を優先的に避難させることが規定されている。同計画には、149 台の専門車両と 74 台の救急車を動員することが盛り込まれており、障害者やその他の移動に制約のある人を特定するための担当チームが地方の避難委員会に追加されている。また、それらのグループの避難に備えた避難施設の台帳作成と、その準備状況の点検が現場レベルで実施されている。OPD の代表は、地方行政に設置された人道援助委員会に参加し、障害者のニーズに応じた人道援助の優先配分を決定する作業に関与している。

国内避難民関連では、2020 年 8 月 31 日時点で 145 万 4,275 人(117 万 8,177 世帯)が登録されており、そのうち 51,436 人が障害者である。障害のある国内避難民に対しては、生活費(住宅・公共料金)を補う月次ターゲット支援額が障害等級に応じて規定されている。障害者世帯や年金受給の国内避難民世帯については、給付上限額の引上げや給付継続を容易にする特別規定が設けられている。

[39] https://www.wipo.int/wipolex/zh/treaties/notifications/details/treaty_marrakesh_95(参照 2026-4-9)

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准後の対応状況[40]

ウクライナは、2008 年 9 月 24 日に CRPD に署名し、2009 年 12 月 16 日に同条約を批准した。その後、初回政府報告を 2012 年 4 月 12 日に提出し、障害者権利委員会は 2015 年 4 月に質問事項一覧（List of Issues）を採択した。これを受け、同年 7 月に政府から回答が提出され、委員会は 2015 年 9 月 4 日に初回報告に対する総括所見を採択している。同総括所見に対し、ウクライナ政府は 2017 年 9 月 13 日にフォローアップ報告書を提出した。

次のサイクルでは、委員会が 2019 年 9 月 20 日に報告前質問事項（List of issues prior to reporting。以下、「LOIPR」という。）を作成し、ウクライナ政府はこれに基づく第 2 回・第 3 回統合定期報告書を 2020 年 10 月 5 日に提出した。その後、政府は 2024 年 8 月 29 日に追加回答を提出し、これらに基づき、委員会は 2024 年 9 月 5 日に同報告に対する総括所見を採択している。

市民社会及び国家人権機関も、各サイクルで積極的にパラレルレポート等を提出している。第 2 回・第 3 回定期報告に向けては、2019～2020 年にかけて、OPD、Human Rights Watch、国会人権委員会などが LOIPR に向けた情報・パラレルレポートを提出した。また、審査期にあたる 2024 年には、Disability Rights International、European Disability Forum、ウクライナの障害者団体連合などが、セッション用の情報を提供している。

3－2. マラケシュ条約実施状況

ウクライナ政府は、視覚障害その他の読字障害のある者による著作物へのアクセスを容易にするマラケシュ条約に、2023 年 6 月 8 日に加入し、同年 9 月 8 日に同条約はウクライナに対して効力を発生した。もっとも、障害者権利委員会の 2024 年の総括所見は、同条約の実施に向けた具体的目標及び期限を伴う国家計画が存在しない点を懸念として指摘している。その上で委員会は、マラケシュ条約を迅速に実施するようウクライナ政府に勧告している。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

2020 年の自発的国家レビュー（VNR）[41]では、その準備プロセスにおいて OPD も参加していたことが明記されている。また、同レビューでは、教育、データ整備、プロセス面での取組と、残された課題が主に示されている。教育分野については、「インクルーシブ教育を実施している学校の割合」が指標 4.7.3 として設定され、2016 年の 8.98%から 2019 年には 35.14%へと増加したことが報告されている。さらに、2017 年の教育法により、上記でも述べたとおり、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、インクルーシブクラスの設置、個別発達プログラムに基づく補習・発達支援、教員アシスタントの配置、IRC のネットワーク整備などが保障されたこ

[40] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&CountryID=183(参照 2026-4-9)

[41] https://hlpf.un.org/sites/default/files/vnrs/2021/26295VNR_2020_Ukraine_Report.pdf(参照 2026-4-9)

とが示されている。加えて、SDGs モニタリングのために 183 の国家指標が定められ、それらのデータを属性別に分解して収集する仕組が政府文書により制度化されている点も、障害を含めた詳細なモニタリングに向けた取組として記載されている。

一方で、課題としては、性別、年齢、民族、障害、居住地など複数の属性が交差することにより、一部の集団に対する偏見や差別が強化されていることが指摘され、この交差性への対応が必要であるとされている。また、統計及びモニタリングに関しては、障害の有無等により十分に細分化されたデータが多くの分野で欠如していること、並びに統計及び行政データの整備・分析に必要な人的・技術的資源が限られていることが課題として挙げられている。行動方針に関する部分では、障害を含む脆弱なグループに対するサービス供給の質とアクセスの改善、及び交差性アプローチを用いた偏見・差別への対応が、今後の課題として位置付けられている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ウクライナ政府は、女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という）を 1981 年に批准した[42]。2022 年には、ウクライナ第 9 回定期報告に関する審査が行われ、同年 10 月に CEDAW 委員会による総括所見が採択されている[43]。委員会は、2014 年以降のクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市に関する事態や、その後の軍事行動を含む武力紛争の継続により、ウクライナにおける女性及び女児の人権が深刻な影響を受けていることに懸念を示している。また、武力紛争に関連する性暴力や、国内避難民を含む不利な立場に置かれた女性・女児への影響について強い懸念を表明し、被害の防止、加害者の訴追及び被害者への補償・支援を強化するよう勧告している。さらに、障害女性及び女児、戦争によって負傷し障害を負った女性・女児、障害児を含む子どもに対する支援・リハビリテーションや教育へのアクセスが不十分である点も指摘し、これらの権利を保障するための具体的な措置を講じるよう求めている。

また、ウクライナ政府は子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という）を 1991 年に批准した[44]。2022 年には第 5 回・第 6 回統合定期報告に関する審査が行われ、同年 9 月に CRC 委員会による総括所見が採択されている[45]。CRC 委員会は、障害児が一部の施設で長年にわたり情緒的ネグレクトを受けていること、職員不足や研修不足によりケアの質が低く、拘束などの有害な取扱いが行われていること、さらに障害児が脱施設化政策の対象として十分に位置付けられていないことに、深刻な懸念を示している。また、2022 年 2 月 24 日以降の武力攻撃の開始後、支援の必要度が高い障害児の一部が、人員や設備が不十分な施設に取り残され、ベッドに縛られる、暗く換気の悪い部屋で不衛生な環境に置かれると

[42] https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001_1.html#section5(参照 2026-4-9)
[43] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FC%2FUKR%2FCO%2F9&Lang=en(参照 2026-4-9)
[44] https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html(参照 2026-4-9)
[45] https://digitallibrary.un.org/nanna/record/3992527/files/CRC_C_UKR_CO_5-6-EN.pdf?registerDownload=1&version=1&withMetadata=0&withWatermark=0(参照 2026-4-9)

いった状況にあることや、寄宿学校や施設の閉鎖に伴い、家族状況の適切な評価がないまま障害児が家庭に戻されていることについても、深い懸念を表明している。これらを踏まえ、CRC 委員会は、障害児に対して人権モデルに基づくアプローチをとり、包括的インクルージョン政策、早期発見・早期介入、差別とスティグマの解消、脱施設化の一層の推進、家族・地域における支援サービスの拡充を図るよう勧告している。さらに、避難計画等に障害児を確実に含めること、バリアフリーなシェルターや緊急情報・コミュニケーション手段を整備すること、特に手厚い支援を必要とする障害児の安全と健康に直ちに対応すること、国際支援を活用して生活必需品、医療・リハビリ、人的配置を確保し、家族ベースのケアや小規模で質の高いグループホームを通じて養育環境を確保することなどを勧告している。加えて、国内避難民や難民となった障害児について、個々のニーズに応じた保護と支援を行い、家族分離を防ぐための受け入れ施設・宿泊施設を提供するよう、ウクライナ政府に勧告している。委員会はまた、武力紛争が子どもの発達とメンタルヘルスに深刻な影響を与え、多くの子どもが急性・慢性的ストレスや不安、うつ、心的外傷後ストレス障害を経験していることに重大な懸念を示し、ウクライナ政府及び避難先の諸国に対して、子どもとその養育者のメンタルヘルスを守るための多層的な心理社会的支援・トラウマ対応プログラムを優先的に実施し、資金拠出するよう勧告している。

最後に、ウクライナ政府は ILO の障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（159 号条約、1983 年発効）を 2003 年に批准している。ILO の条約勧告適用専門家委員会(Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations)は、2024 年に採択され、2025 年の第 113 回国際労働会議において公表された直接請求（Direct Request）[46]において、ウクライナ政府が戦時下においても、障害者を雇用する事業主への職場整備費用及び賃金コストの補填を内容とする政令案を作成していること、雇用サービスセンターが相談・職業紹介・職業訓練等を実施し、その利用者数及び就職者数の統計を報告していることを確認している。その一方で、同委員会は、障害者（国内避難民を含む）の雇用率が低く、就職には障壁が依然として存在していること、また障害者の労働市場及び社会への参加に関する取組についての情報が不十分であることを指摘し、ウクライナ政府に対し、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国家政策の内容と実施状況、障害者の雇用率向上のために講じた措置の影響、OPD 等との協議の状況、農村部や遠隔地における支援の実施状況、並びに職業指導・職業訓練・職業紹介等を担う専門職員の養成・配置に関する具体的かつ最新の情報を、今後の政府報告の中で引き続き提出するよう要請している。

[46]https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:4413071,102867:NO(参照 2026-4-10)

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

日本政府[47]

【日本 NGO 連携無償資金協力】

・ ミコライウ州における地雷等爆発物による被害を受けたコミュニティに対する障がいインクルーシブな復興支援事業（2024 年度）[48]

【草の根・人間の安全保障無償資金協力】

・ ブロヴァリー市立障害児向け社会リハビリセンター整備計画（2015 年）
・ ウクライナ義肢・リハビリ研究所におけるリハビリ設備整備計画（2015 年）

【技術協力プロジェクト】

・ 緊急復旧・復興プロジェクト[49]（キーウ市障害児リハビリセンターを含む 11 施設に対するリハビリロボットスーツ、移動式シャワー車いす等のリハビリ用機材の供与）

【その他】

・ 国別研修「保健分野能力強化リハビリテーション」[50]
・ 課題別研修「災害におけるこころのケア」[51]
・ ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる情報収集・確認調査[52]
・ ウクライナ国リハビリテーション体制強化に係る情報収集・確認調査[53]

他ドナー

【国際機関】

国際連合児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）[54]：

子どもの医療リハビリテーションの現場強化と、障害者を対象とした社会保障・サービスシステムの構造改革を、政策から現場まで一貫して進めている。医療リハビリの分野では、小児リハビリを医療給付パッケージや電子カルテなどの制度・システムに組み込む一方で、地域での早期発見、家庭訪問、親への指導、遊びと発達を支える場づくりを組み合わせたコミュニティ型リハビリモデルを設計・試行し、その成果を全国展開に向けた提言へとつなげている。社会保障・サービスシステムの改革では、政府やドナー、世界銀行と連携し、医療診断に偏った断片的な制度を、ICF に基づく評価と「個別支援計画」によって、現金給付、社会サービス、リハビリ、就労、教育、補装具を一つの枠組みでつなぐ統合システムへ転換するための設計を進めている。

国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）:

---

47 内閣府障害者白書、在ウクライナ日本国大使館ウェブサイト等を基に記載。
48 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/pagew_000001_00320.html(参照 2026-4-10)
49 https://www.jica.go.jp/overseas/ukraine/information/topics/2025/1572467_58072.html(参照 2026-4-10)
50 https://www.jica.go.jp/domestic/kansai/information/topics/2024/241001_jm01.html(参照 2026-4-10)
51 同上
52 https://www.jica.go.jp/overseas/ukraine/__icsFiles/afieldfile/2026/03/03/Newsletter_202505_1.pdf(参照 2026-4-10)
53 同上
54 2026 年 5 月 11 日に行った UNICEF ウクライナへのヒアリングを基に、調査チームが整理・要約した。

ウクライナ政府（経済省・内務省など）と連携し、欧州連合（European Union）、日本、ドイツ、スウェーデン、オランダ、大韓民国など主要ドナーの支援を受け、障害者のインクルージョンと自立を重視した支援を展開している[55]。 特別仕様教習車の供与[56]やユニバーサルデザイン研修[57]、戦争で障害を負った人のリハビリと職業訓練支援などを通じて、障害者の社会経済的統合と生活の質の向上を図っている。

世界保健機関（World Health Organization：WHO）[58]：

戦争による外傷や切断、脳卒中や慢性疾患に伴うリハビリテーション需要の増大に対応し、専門サービス及び包括的な体制の強化を支援している。精神保健・心理社会的支援へのアクセス改善も重視している。避難民や退役軍人などの社会復帰・再統合に向け、地域に根ざしたリハビリテーション支援の枠組づくりを推進している。また、保健システム改革への技術支援や国際パートナーとの連携においても重要な役割を担っている[59]。

世界銀行（World Bank）:

HEAL Ukraine プロジェクト（Health Enhancement and Lifesaving Ukraine Project）では、地域及びプライマリ・ヘルスケアレベルでのリハビリテーション提供、精神保健のためのセーフスペース整備、リハビリ機器の供給などが行われており、戦争で障害を負った人を含む障害者が主要な受益者となっている[60]。社会保障分野では、INSPIRE プロジェクト(Investing in Social Protection for Inclusion, Resilience, and Efficiency Project) が「障害者・孤児・後見下の子どもの支援」を明記し、総額 12 億ドルで 29 の社会扶助プログラムを強化している[61]。

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion(HI)[62]:

2022 年 2 月の全面侵攻後、HI はウクライナ全土及びモルドバに緊急対応チームを展開し、2022～2023 年にかけてチェルニフツィ、リヴィウ、ヴィーンヌィツァ、ドニプロ、ポルタワ、ハルキウ、ミコライウに事務所を開設して多部門型の緊急対応を実施した。2025 年時点では、ハルキウ、ミコライウ、ドニプロペトロフスク州に活動拠点を、首都キーウに調整事務所を置き、移動型チーム及び病院を通じた身体的・機能的リハビリテーションとメンタルヘルス・心理社会的支援、

[55] https://www.undp.org/ja/japan/press-releases/undp-launches-innovative-rehabilitation-initiatives-war-affected-ukraine(参照 2026-4-10)

[56] https://www.undp.org/ja/japan/press-releases/undp-delivers-adapted-vehicles(参照 2026-4-10)

[57] https://www.undp.org/ukraine/press-releases/universal-design-school-launches-new-cycle-advance-inclusive-and-barrier-free-recovery-ukraine(参照 2026-4-10)

[58] https://www.who.int/ukraine/(参照 2026-4-10)

[59] https://www.who.int/europe/publications/i/item/WHO-EURO-2024-9329-49101-73236 (参照 2026-4-10)

[60] https://documents.worldbank.org/pt/publication/documents-reports/documentdetail/099155012092231772(参照 2026-4-10)

[61] https://reliefweb.int/report/ukraine/social-assistance-programs-poor-and-vulnerable-ukraine-benefit-world-bank-support-enuk(参照 2026-4-10)

[62] https://www.hi.org/en/country/ukraine(参照 2026-4-10)

脆弱な人々のニーズ特定と保護サービス、不発弾リスク教育による武装暴力削減と被害者支援、人道コミュニティ向けの障害者包摂研修・啓発を継続している。

European Disability Forum（EDF）[63]：

2022 年 3 月から、ウクライナ及び近隣諸国の OPD と連携して戦争対応を開始し、同年 4 月にウクライナ対応プログラムを立ち上げた。現金、補装具、移送、食料、衛生用品、医薬品、医療・リハビリテーションを含む人道支援、多様なステークホルダーを対象としたアドボカシーと研修、ウクライナと近隣諸国の OPD 間の連携支援を実施している。2022 年 4 月～2023 年 6 月の Phase 1、2023 年 7 月～2025 年 3 月の Phase 2 を完了し、本報告書作成時点で、ウクライナ 6 州で Empower Ukraine プロジェクトを進行中である。

CBM (Christian Blind Mission, 正式名 CBM Christoffel-Blindenmission Christian Blind Mission e.V.) [64]：

現地 NGO 及び OPD と提携し、包摂的な医療・リハビリテーション（医療移送、専門機関への紹介、補装具提供）、アクセス障壁の高い世帯への現金給付、避難民・帰還民に対するメンタルヘルス支援、国内避難民及び障害者向け保護サービス、教育・生計向上プログラム、現地組織の能力強化などの活動を展開している。

[63] https://www.edf-feph.org/ukraine/(参照 2026-4-10)

[64] https://www.cbm.org/our-work/what-we-do/humanitarian-action/ukraine-cbm-response.html(参照 2026-4-10)

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ウクライナ障害者国民会議 (National Assembly of People with Disabilities of Ukraine: NAPD) https://naiu.org.ua/en/	2001 年設立。約 120 の OPD が加盟する、ウクライナ最大の障害当事者による連合体であり、European Disability Forum のメンバーでもある。障害者の福祉認定・給付に関する情報提供、無料法律相談、職業教育、人道対応・復興過程における権利保護の強化、組織・能力強化などを実施している。国際機関や各国大使館、国際 NGO と連携し、戦時下における情報提供、ユニバーサルデザインの促進、無料の法律相談、ニュースダイジェストの発信等を通じて、障害者及び高齢者を支援している。
ウクライナろう協会 (Ukraine Society of the Deaf: UTOG) https://utog.org/pro-utog/	1933 年設立。ウクライナ手話による通訳・情報提供サービス、心理的安心・安全を高めるプロジェクト、新聞発行や劇団運営などの文化活動、人道支援（戦争下の聴覚障害者への仮住居提供や心理的支援）などを行っている。
ウクライナ盲人協会（Ukrainian Society of the Blind: UTOS) https://utos-doc.narod.ru/PRO_UTOS.htm	1933 年設立。食糧・衣料・補装具の配布といった人道支援、メンタルヘルス相談、雇用創出、権利アドボカシーを展開している。点字図書館は平日 9 時～14 時に開館し、音声図書や点字図書の貸出を行うほか、来館が困難な利用者には自宅への無料配送も提供している。
全ウクライナ NGO「知的障害者向け NGO 連合」（VGO Coalition[65]	2004 年設立。全国の約 1 万 4,000 家族（知的障害者本人・家族・専門職などを含め計 3 万人以上）と 118 の関連団体から構成される連合体である。国・地方の両レベルで知的障害者の権利アドボカシーを行い、支援付き生活、デイケア、支援付き雇用、意思決定支援などのサービス拡充に取り組んでいる。ウクライナ人権擁護官事務所と連携し、施設収容の防止や差別の解消にも取り組んでいる。
Fight for Rights https://ffr.org.ua/en/about-us/	2017 年に障害女性たちによって設立。障害者の権利アドボカシー、政策提言、アクセシビリティ向上、人権教育・社会啓発を展開している。2022 年のロシア全面侵攻以降は緊急対応を開始し、障害者の国内外への避難支援、心理的支援、法的助言、戦争犯罪の記録・発信を継続してい

[65] パラレルレポート（2019）提出団体。公式サイトは確認できなかったものの、同レポートでメールアドレス（vgo.coalition@gmail.com）が公開されている。

	る。職員約 30 名とボランティア約 10 名で活動しており、国際メディアでも頻繁に取り上げられている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
EAST SOS https://east-sos.org/en/	2014 年設立。当初はウクライナ東部及びクリミアの民間人支援から活動を開始し、2022 年のロシア全面侵攻後は、戦争被害者全体を対象とした包括的支援へと拡大した。避難・宿泊支援、一時避難所の改修、戦争犯罪の文書化、教育・人道支援、法的・心理的支援を提供している。活動対象には障害者も含まれ、2022 年以降、2,000 人以上の障害者を避難させ、300 人以上に車いす・補装具・医療品を提供した。また、車いす用スロープ、点字サイン、手話通訳を備えたバリアフリーの一時避難所を 9 カ所運営している。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[66]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

ウクライナの複数の NGO による共同パラレルレポート「Situation on the Rights of Persons with Disabilities in Ukraine」（2024）によれば、2024 年 7 月時点までに、ロシアによる全面侵攻に伴い医療施設が攻撃対象となり、約 1,200 の医療施設が損傷し、190 施設が完全に破壊された。これにより、侵攻初期には障害者の基本的な医療サービスへのアクセスが大きく制限されたとされる。

戦争により障害を負った人々への聞き取りでは、提供されている医療サービス自体に対する評価は概ね肯定的である一方、特に負傷した配偶者の治療を支える場合などにおいて、支援や援助が不足していることが強調されている。また、障害認定の手続きが長期化しており、約 30%のケースで認定確定までに 6 か月以上を要している。この待機期間は、治療及びリハビリテーションに必要な費用の不足と重なっている。

同レポートによれば、一時占領地域や激戦地を含む計 36 か所の総合リハビリテーションセンターが業務を停止しているほか、稼働中のセンターについても、資金制度の変更によりリハビリテーション体制が崩壊する高いリスクがあるとされる。地域に根差したリハビリテーションサービスやプログラムは十分に整備されておらず、同レポートに引用されている調査では、負傷後にリハビリテーションサービスを受けていないと回答した人が 61.5%に上っている。主な障壁として、サービス利用の可能性に関する情報不足（51.9%）、居住地域にサービス提供機関が存在しないこと（21.2%）、費用負担ができず必要なサービスの利用を断念している人がいることが挙げられている。

補装具・支援機器については、取得の円滑化や品質管理の改善を目的とした規定は存在するが、補装具の品質に関する問題、革新的な支援技術の不足、自費購入機器に対する償還額の不足、償還対象が特定の機器に限定されている点などの課題が残っている。また、知的障害及び精神障害者は（コミュニケーションや日常生活を補うための）補助具をほとんど受け取っていないとされる。義肢装具サービスについては、19.2%が必要性を示しており、そのうち 11.5%が既にサービスを受けている一方、7.7%は依然必要としている。利用者は自費負担または慈善団体による無償提供に依存しており、国家負担で提供された事例は報告されていない。主な障壁は、高額な費用と、激戦地域において義肢装具サービスが存在しないことである。

精神保健分野について同レポートは、多数の心理的支援サービスが稼働し、動画への手話通訳付与など一定の配慮が行われている一方で、戦争により障害を負った人やその家族への支援が不足していると指摘している。また、社会福祉施設を含む 12 施設が破壊または損傷し、24 の社会福祉施設及び保健省管轄の 7 施設（主に精神科医療機関）がウクライナの統制外地域に残されている。これらの施設及び入所者の状況を把握し、保護するための体系的な枠組は存在しないと報告されている。

[66] 本記述は、CRPD 委員会に提出されたパラレルレポートに基づく。

Global Disability Fund／UNPRPD（2025）の報告によれば、ウクライナの医療改革はインクルーシブな制度の構築を目指しているものの、アクセシビリティ、サービス提供体制、リハビリテーションの各分野において依然として重大な障壁が残っている。戦争の影響により、医療サービス及び医療施設はさらに逼迫し、障害者を含む人々にとってアクセスは一層困難となっている。この報告では、多くの医療施設や精神保健サービスが物理的にアクセシブルではないこと、訓練を受けた心理専門職が不足していること、手話通訳の利用が限定的であること、情報提供がアクセシブルな形式になっていないことなどが主な課題として挙げられている。

リハビリテーションについては、法的枠組は存在するものの実施が十分でなく、多職種チームが病院内にとどまり地域ベースのサービスが乏しいことが指摘されている。加えて、専門職の不足や設備の老朽化、交通や安全保障上の制約により、サービスへのアクセスが妨げられている。補装具・支援技術についても、予算の増額や新たな制度の導入が行われている一方で、長い待機時間、官僚的な手続きの遅延、機器の品質や個別適合の不足、国費による補装具の利用方法を知らない障害者の存在など、利用上の障壁が報告されている。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

世界銀行（2024）、Global Disability Fund／UNPRPD（2025）、ウクライナの複数 NGO による共同パラレルレポート（2024）の 3 つの文書によれば、戦争下のウクライナにおける障害児及び特別な教育的ニーズのある子どもの教育には、次のような障壁とニーズが示されている。

まず、世界銀行（2025）は、特別な教育的ニーズを有する子どもは侵攻により不均衡に大きな影響を受け、教育へのアクセスが大きく中断されていると指摘している。学校が対面授業を提供できる場合でも、防空シェルターの多くがバリアフリーではなく、オンライン授業に参加するための支援技術も不足しており、専門的なケアやリハビリテーションへのアクセスも限られている。また、障害、施設収容、国内避難といった要因が重なり、特別な教育的ニーズのある子どもが必要なスキルや知識を身につける機会を制限している。さらに、インクルーシブ学級や IRC の数や利用は拡大しているものの、人的・財政的資源の不足により、特に専門的な心理社会的支援などのニーズが十分に満たされていないと報告している。

次に、Global Disability Fund／UNPRPD（2025）によれば、2017 年以降、学校は要請があればインクルーシブ学級を設置する義務があり、特別な教育的ニーズを有する子どもが在籍するようになったが、そのうち何人が障害児であるかは不明であるとされている。また、全国の IRC は戦争下でも大半が稼働している一方、多くの学校では障害のある児童生徒を十分に支える専門スタッフが不足している。点字教科書、改造スクールバス、入院児童向けの「School of Superheroes」などの取組も進んでいる一方で、予算不足、人材不足、基礎データの欠如がインクルーシブ教育の進展を妨げている。また、世界銀行（2024）でも指摘されているとおり、戦争により多数の学校が損傷・破壊された結果、オンライン学習やシェルター内での学習への移行が進む中で、支援機器の修理・整備への資金不足、通学手段や避難シェルターを含む学校施設のバリアフリー化の遅れ、教材のアクセシビリティ不足、教職員の障害に対するスティグマなど

が課題として挙げられている。

複数の NGO による共同パラレルレポート（2024）によれば、特に地域レベルで提供される障害児向けサービスへのアクセスが、屋外環境や情報のバリア、社会側の知識不足、サービス自体の未整備などにより不十分であるとされている。また、障害児に関する意思決定の場に OPD が体系的に参加しておらず、教育を含む子どもの生活全般に関わる施策に当事者の声が十分に反映されていないことも課題として挙げられている。

５－３. 就労に関する障壁・ニーズ

複数の NGO による共同パラレルレポート（2024）は、雇用センターの利用経験について、障害者から否定的な評価が多く寄せられていると指摘する。 主な問題は、センターのバリアフリー化が不十分であること、医療・社会専門委員会による就労制限指定が求職を妨げていること、センター職員による障害に基づく否定的な対応、雇用主側の偏見であり、これらが雇用サービスを通じた就労へのアクセスにおける構造的な障壁となっていると指摘する。

Global Disability Fund／UNPRPD（2025）の報告によれば、障害者雇用率 4%の規定について、2023 年時点での遵守は公的機関で 14.32%にとどまる一方、罰則がより厳格な民間部門では 78.68%と高い。しかし、政府による監督は不十分であり、多くの企業・雇用主は「適格な障害者応募者がいなかった」と主張して過料を回避し、実際には採用機会を狭めている。アクセシブルな職場環境を整備する雇用主は限られ、求人票に合理的配慮の提供を明記する事例も稀である。 特に、知的障害のある人の就労機会はごく僅かであると指摘する。また、戦争に伴う避難や国内移動により失業率が上昇し、障害のある国内避難民は新たな職を見つけることが一層困難になっている。 その結果、多くの障害者は低額の障害年金しか受給できず、貧困線以下の生活を余儀なくされ、人道支援への依存度が高まっていると報告されている。

５－４. 移動に関する障壁・ニーズ

複数の NGO による共同パラレルレポート（2024）によれば、戦闘開始時、多くの障害者はバリアフリーでない建物に閉じ込められ、空襲シェルターへ避難することができなかったとされる。同レポート時点でも、屋外インフラにおける高い縁石や不適切なスロープなどにより、車いす利用者等の移動を妨げる物理的障壁が残っている。公共交通については、居住地と最寄り都市を結ぶ路線で障害者対応のバスが導入されておらず、移動手段そのものが大きな制約となっていると報告されている。さらに、多くのシェルター（地下鉄駅、建物の地下室、民家や工場の地下など）は、既存のアクセシビリティ規定があるにもかかわらず、実際には障害者にとってほぼ利用できず、知的障害や心理社会的障害のある人のニーズにも対応していない。

Global Disability Fund／UNPRPD（2025）の報告によれば、「ウクライナにおけるバリアフリー環境創出のための国家戦略（2021–2030）」は公共空間のアクセシビリティ改善を掲げているものの、包括的なアクセシビリティデータが不足しており、進捗の測定が困難とされている。アクセシブルな建築基準は義務付けられているが、戦時下で検査回数が限られているため執行が

不十分であること、また地方自治体や NGO はギャップのモニタリングや報告を行っているものの、是正を強制する権限を持たないことが指摘されている。2021 年時点の調査では、約 33,000 の公共施設のうち、完全にアクセシブルと評価されたのは 10%にとどまる。また、共同パラレルレポート（2024）と同様に、シェルターのアクセシビリティが欠如しており、空襲時や避難時に障害者が危険にさらされる状況が続いていると指摘する。同報告によれば、国家交通戦略（Drive Ukraine 2030）では、2030 年までに鉄道インフラの 60%、都市交通の 50%をアクセシブルにする目標が掲げられているが、進捗は緩慢である。公共交通のアクセシビリティも法律で義務付けられているが、障害者の 71.9%が交通インフラの利用に困難を感じている。主な障壁として、アクセシブルなバス停の不足（44.2%）、歩行者経路の非バリアフリー（21.9%）、乗降時の支援の欠如（24.9%）、交通ハブにおけるアクセシブルトイレの不足（18.2%）が挙げられている。これらの状況から、車いす利用者を含む多くの障害者にとって、日常的な移動及び緊急時の避難の双方が制限されていることが示されている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

Global Disability Fund／UNPRPD（2025）の報告によれば、ウクライナでは公共放送において、番組の少なくとも 5%についてアクセシブルなコンテンツ（手話通訳、字幕等）の提供が義務付けられている一方、民間メディアには同様の義務は課されていない。病院、警察署、公共交通機関といった主要な公共サービスでは手話通訳が提供されておらず、聴覚障害者が重要な情報にアクセスできない状況が報告されている。また、多くの政府ウェブサイトやモバイルアプリケーションはアクセシブルではなく、とくに視覚、聴覚、知的障害のある人にとって、各種サービス、緊急時の最新情報、金銭的支援に関する情報へのアクセスが困難となっている。

複数 NGO による共同パラレルレポート（2024）によれば、司法アクセスの場面でも、手話通訳や分かりやすい情報提供など、情報アクセス上の障壁が残っている。手続法上は手話通訳の提供が保障されているものの、その選択肢は聴覚障害者に十分に周知されていない。同報告書は、無償法律援助へのアクセス改善に一定の前進がある一方で、手話通訳の活用が「二次的法律援助」の段階に限定されていること（相談などの一次的法律援助では利用されない）や、知的障害・精神障害のある人に直接対応するための基準が欠如していることなど、情報保障上の課題が残っていると指摘している。こうした状況下で、聴覚障害者の中には「自分にとってアクセス可能な形でコミュニケーションできる場合にのみ裁判手続に関与する」と述べる者もいる。

また、同報告書では、司法機関及び法務省は、情報保障として知的障害者等にも理解しやすいわかりやすい版や、拡張コミュニケーション形式の導入を国内計画等で予定していたが、未実施であると報告されている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

複数 NGO による共同パラレルレポート（2024）によれば、障害のある女性及び女児は、戦時

下においてジェンダーに基づく暴力や虐待、周縁化など、ジェンダー特有の困難に直面している。全体として障害女性に関する最新の統計は公表されておらず、障害女性一般の状況把握は困難である一方、国内避難民の女性や障害者に関するデータのみが部分的に存在している。教育機関の閉鎖後、子どものケアや教育、非常時の心理的ケアなどの負担は、多くの場合、女性に集中していることが示されている。障害のある女児の母親で国内避難民となった女性たちは、新たなコミュニティにおいて、娘の友人関係の喪失、教育サービスの不足、インフラの非バリアフリー性、スティグマなどの障壁により、娘たちの外出や社会参加が妨げられていると述べている。

同レポートはまた、ホットラインへの通報では、戦時下において家庭内暴力を訴える障害のある女性・女児からの相談件数が増加していると報告している。それにもかかわらず、一時避難施設や危機対応サービスの計画・提供において、交差性（障害とジェンダーなど）の視点が十分に考慮されておらず、さらに、多くのサービスがアクセシブルでない。また、精神障害のある女性及び女児は、危機シェルターにおいてスタッフや他の利用者の理解不足により、サービス提供を拒まれるケースがあることも指摘されている。

6. 参考資料

CEDAW Committee (2022) *Concluding observations on the ninth periodic report of Ukraine*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Ukraine*.

Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined fifth and sixth periodic reports of Ukraine*.

Global Disability Fund Technical Secretariat (2025) *Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Ukraine: Country Brief*. Global Disability Fund; 2025.

ILO Convention No.159 – Committee of Experts *Direct Request to Ukraine*. ILO NORMLEX.

Joint NGO report "Situation on the Rights of Persons with Disabilities in Ukraine" (2024) *Parallel report to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Ukraine review*.

Ukraine (2012) *Initial report submitted by Ukraine under article 35 of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, due in 2012 (CRPD/C/UKR/1).

Ukraine (2020) *Combined second and third periodic reports submitted by Ukraine under article 35 of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, due in 2020

Ukraine Voluntary National Review 2020. High-Level Political Forum on Sustainable Development (HLPF).

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Additional information submitted by Ukraine*.

World Bank (2024) *UKRAINE Human Development Update: In Focus – Disability and Inclusion*. World Bank; February 2024.

内閣府『障害者白書』

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html